

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(配当落等の期日) 第18条 規程第25条第1項に規定する配当落等の期日は、次の各号に定める日とする。 (1) (略) (2) 普通取引 権利確定日の2日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日） とする。 <u>ただし、出資証券については、権利確定日の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）</u> とする。	(配当落等の期日) 第18条 規程第25条第1項に規定する配当落等の期日は、次の各号に定める日とする。 (1) (略) (2) 普通取引 権利確定日の2日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日） とする。
付 則 この改正規定は、平成26年4月21日から施行する。	